

## 令和3年度富士山麓周遊促進業務委託業者選定基準

### ◇審査の方法

- (1) 提出された企画提案書により審査する。
- (2) 各選定委員は、次項に定める審査項目及び基準により採点する
- (3) 評価点が60点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合もプロポーザルは有効なものとして扱う。

項目		審査基準	
1	事業の理解度(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産富士山の文化的価値、構成資産等について、正しく理解しているか</li> <li>・ 富士山麓地域の観光情報・課題等を理解しているか</li> </ul>	
2	事業の実行力(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか</li> <li>・ 過去に類似業務の実績を有しているか</li> </ul>	
3	企画内容	基本コンセプト (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の企画意図「富士山麓地域の一体的な広報による魅力発信を通じた周遊促進」と合致し、状況把握・分析・基本的な考え方が示されているか。</li> </ul>
		周遊促進のための富士山麓地域の魅力の広報 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由な発想に基づいており新規性または斬新性のある内容を含んでおり、話題性及び効果的な事業効果が見込めるか。</li> <li>・ 基本コンセプトに基づき、使用する各種媒体(手法)は適切なものを選択しているか</li> <li>・ 世界遺産構成資産、観光資源、食などを点でなく、面として見せている提案か</li> <li>・ 事業期間を通じて、富士山麓地域の魅力や楽しみ方を総合的、効果的に発信できる提案か</li> </ul>
		周遊を促進するための具体的な取組 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由な発想に基づいており新規性または斬新性のある内容を含んでおり、話題性及び効果的な事業効果が見込めるか。</li> <li>・ 富士山麓地域全体の周遊促進を見込める提案か</li> <li>・ 期間または、回数は適切か</li> </ul>
4	経費見積りの妥当性(15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に見合った経費見積りとなっているか</li> <li>・ 事業費の積算は適切か</li> </ul>	